

第68号議案

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	3
2 改正の内容	3
3 施行期日	3
4 新旧対照表	4
5 附置義務台数の算定方法	5

土木部
令和5年2月

1 改正理由

建築物を新築する場合の駐車施設の附置に係る基準に関し、関係条文の整理をする必要があるため。

2 改正の内容

令和5年度から駐車施設の附置義務を緩和するため、令和4年11月議会において改正した「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年長崎市条例第47号）」について、建築物を新築する場合の駐車施設の附置に係る基準を改正するもの。（「5 新旧対照表」第4条関係（オ）参照）

3 施行期日

公布の日

（令和5年4月1日以後に建築物の新築等工事に着手する者から適用）

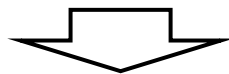
－ 参考 －

令和4年11月議会における主な改正内容

- ・ 附置義務駐車場1台当たりの建築物の床面積（設置基準）の緩和
- ・ 非特定用途（共同住宅など）の附置義務を対象外

（改正前）

地区	駐車場整備地区、商業・近隣商業地域		周辺地区
用途	特定用途 ^{※1} に供する部分	非特定用途 ^{※2} に供する部分	特定用途 ^{※1} に供する部分
設置基準	150㎡毎に1台	400㎡毎に1台	150㎡毎に1台



（改正後）

地区	駐車場整備地区、商業・近隣商業地域		周辺地区	
用途	特定用途に供する部分		非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	その他の特定用途に供する部分		
設置基準	150㎡毎に1台	250㎡毎に1台	対象外	250㎡毎に1台

※特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

※非特定用途：住宅、学校、神社など

4 新旧対照表

改正後		改正前																															
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の延べ面積が、同表の(イ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(ウ)の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の(エ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下この条及び次条において同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合には、当該合計した数値と同表の(オ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならぬ。</p>		<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の延べ面積が、同表の(イ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(ウ)の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の(エ)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下この条及び次条において同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合には、当該合計した数値と同表の(オ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならぬ。</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア)</th> <th>駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域</th> <th>周辺地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ)</td> <td>1,000平方メートル</td> <td>2,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</td> <td>特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>150平方メートル</td> <td>250平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> <td>1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)</td> <td>1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(イ)の項に掲げる面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>		(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区	(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル	(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	(エ)	150平方メートル	250平方メートル	(オ)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(イ)の項に掲げる面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア)</th> <th>駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域</th> <th>周辺地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ)</td> <td>1,000平方メートル</td> <td>2,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</td> <td>特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>150平方メートル</td> <td>250平方メートル</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> <td>1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)</td> <td>1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (2×建築物の延べ面積)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>		(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区	(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル	(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	(エ)	150平方メートル	250平方メートル	(オ)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (2×建築物の延べ面積)
(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区																															
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル																															
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分																															
(エ)	150平方メートル	250平方メートル																															
(オ)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(イ)の項に掲げる面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)																															
(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区																															
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル																															
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分																															
(エ)	150平方メートル	250平方メートル																															
(オ)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル×(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積-1,000平方メートル×建築物の延べ面積)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-建築物の延べ面積)) / (2×建築物の延べ面積)																															

※特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

5 附置義務台数の算定方法

延べ面積が6,000㎡未満の建築物を新築する場合に適用される緩和率の数式について、次のとおり改正するもの。

(1) 附置義務台数の算定式（延べ面積が6,000㎡未満の建築物）

$$\text{附置義務台数} = \frac{\text{特定用途に供する部分の延べ面積}^{\ast 1}}{\text{設置基準}^{\ast 2}} \times \text{緩和率}^{\ast 3}$$

※1：(ウ)の項に規定する部分のそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積

※2：(エ)の項に掲げる面積

百貨店その他の店舗の用途に供する部分 150㎡

特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分 250㎡

※3：(オ)の項に掲げる式で求めた率

(2) 現行条例（令和4年11月議会後）

$$\text{緩和率}^{\ast 3} = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積 (m}^2))}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{(イ)の項に掲げる面積}^{\ast 4} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積 (m}^2)}$$

※4：(イ)の項に掲げる面積：届出の対象となる基準面積 1,000㎡

➤ 延べ面積5,000㎡の百貨店を建築するとき

$$\text{(緩和率)} 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2)}{6,000 \text{ m}^2 \times 1,000 \text{ m}^2 - 1,000 \text{ m}^2 \times 5,000 \text{ m}^2} = 0$$

(附置義務台数) $5,000 \text{ m}^2 \div 150 \text{ m}^2/\text{台} \times 0 = \underline{0 \text{ 台}}$

(3) 改正（案）

$$\text{緩和率}^{\ast 3} = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積 (m}^2))}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{(ウ)の項に規定する部分のそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積 (m}^2)}$$

➤ 延べ面積5,000㎡の百貨店を建築するとき

$$\text{(緩和率)} 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - 5,000 \text{ m}^2)}{6,000 \text{ m}^2 \times 5,000 \text{ m}^2 - 1,000 \text{ m}^2 \times 5,000 \text{ m}^2} = 0.96$$

(附置義務台数) $5,000 \text{ m}^2 \div 150 \text{ m}^2/\text{台} \times 0.96 = 33.33 \times 0.96 = \underline{32 \text{ 台}}$

— 参考 — 国の標準条例

$$\text{緩和率}^{\ast 3} = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積 (m}^2))}{6,000 \text{ m}^2 \times (A1 + A2 \times 0.5) - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積 (m}^2)}$$

A1: 特定用途に供する部分の延べ面積、A2: 非特定用途に供する部分の延べ面積

⇒ A2 非特定用途に供する部分の延べ面積については、長崎市は対象外であるため除外